

坂戸市手話言語条例（案）に対する市民コメントの結果について

■募集期間 令和元年7月1日（月）から7月31日（水）

■意見提出 15人 27件

■担当課 議会事務局

No.	項目	ご意見	対応
1	前文	「…、長い間、手話は言語として認められず、…」の部分について、「手話に対する偏見があった」ことも追記していただきたいと思います。長い間、音声言語中心の社会の中で手話が言語として認められなかったことから「手話に対する偏見」が根強く、これがろう者の生活や社会参加等に大きな影響を及ぼしてきました。	前文では、これまでの経緯も含め、この条例を制定するまでの意義等を記載しております。ご意見につきましては、手話やろう者に対する理解の促進への取組の中で周知に努めていくよう関係課に伝えますので、現状のままとすることをご理解願います。
2	第2条	「ろう者及びろう者以外の方が、一人ひとりの思いを大切にし、並びに相互に人格及び個性を尊重して」というくだり、すべての人達の自己実現という意味と受け取り素晴らしい条文と思いました。できましたら、継続的な当事者との話し合い（検証の場）が設けられることを願います。皆様、お忙しいとは存じますが、一人ひとりの思いを大切にする坂戸市であって欲しいと思います。	いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。

3	第3条	<p>手話の普及について</p> <p>病院などの受診には、専門の手話通訳者を依頼することができますが、例えば急な受診などで通訳者が来るまでの間、窓口の人が簡単な手話で、「待っててくださいね」「あと何分くらいです」など、ちょっと手話で声をかけていただけると安心です。</p> <p>同じように、急な電車の遅延についても、周りの方が「あと何分くらい」とか「まだわかりませんね」などと簡単な手話で状況を伝えていただけると心強いです。</p> <p>ですので、市民の方に手話を使って伝えることの大切さを知っていただく機会や、簡単でもよいので手話を使ってもらえるよう働きかけができるとういと思っていますが、1年間にどの程度の取り組み（頻度等）を行うとういとお考えでしょうか。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。市議会といたしましては具体的な取組（頻度等）は示せませんが、手話への理解及び手話の普及の促進は重要なことと考えております。</p>
4	第4条	<p>県との連携・協力について、単に埼玉県手話言語条例（平成28年4月1日施行）で規定されていることは坂戸市として行う必要がないというのではなく、県条例との相乗効果により手話を使用しやすい環境の整備を進めていただきたいと思います。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。</p>

5	第4条 第7条	<p>聴覚障害児を持つ保護者です。埼玉県と連携し、坂戸市において医療機関、特に耳鼻科や産婦人科など、聴覚障害に関する情報を周知していただきたいです。例えば、「耳の聴こえない赤ちゃんが生まれたら…」など、保護者や生まれてきた子どもが安心して暮らせるよう関係機関との連携や情報発信、提供をしてほしいです。リーフレットやポスターまた坂戸市のホームページなどにも掲載し、聴覚障害、乳幼児相談室が行われている坂戸ろう学園との連携を希望します。聴覚に障害があっても、普通校に通学されているお子さんなど悩んでいる保護者や当事者を救ってほしい。耳が聴こえない事は恥しい事ではありません。専門である坂戸ろう学園が坂戸市にあるので大きく心強く市として活用、周知してほしいと思います。相談窓口がある事で親は安心し、よりよい子育てができるようご支援ください！私自身の聴覚障害児を産んだ事で学んだものを書ききれないので添付します。参考にいただければと思います。よろしくお願い致します。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。</p>
6	第5条	<p>坂戸市民がいつでもどこでも気軽に手話を知る機会がもてるよう、市のホームページ、イベントポスター、広報などにQRコードなどから手話単語や短文を学べるようにし、手話がより身近な言葉になるよう、市として働きかけをしてほしい。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。</p>

7	第6条	<p>病院、銀行、スーパーなどに手話ができる人がいると、ろう者は安心します。また、私は、マラソン大会や観光で全国に行きます。時々、手話で案内される時があり、とても嬉しいです。</p> <p>坂戸よさこい、グルメなど、大きなイベントの時、案内所に手話ができる人がいると市外から来るろう者も喜ぶと思います。いかがでしょうか。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。</p>
8	第6条	<p>坂戸市民が利用する頻度の高い医療機関や病院の医師、看護師、事務員らにたいし、ろう者への適切な情報提供のしかたや、日本手話言語を習得するための手話講習会受講の呼びかけなどを定期的に行ってほしい。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。</p>
9	第6条	<p>東武東上線やイーグルバス、坂戸市の循環バスなどの主要な交通機関の関係者への、ろう者への適切な情報提供のしかたや、日本手話言語を習得するための手話講習会受講の呼びかけなどを定期的に行ってほしい。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。</p>
10	第7条	<p>第7条には「手話への理解や普及の促進に関することや使用しやすい環境の整備を推進するための方針等を策定する」とあります。言語条例が制定されたあと、こういった策定のための検討には当事者団体として「聴覚障害者の会」や「関係団体」として手話サークルの提案がだせる場があるとよいなと考えていますがいかがでしょうか。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。</p>
11	第7条	<p>方針を策定、または変更するときは、ろう者団体や手話関係者の意見を聞く場を必ず設けていただきたいと思います。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。</p>

12	第8条	<p>20年近く前のことになりましたが、夏休みの親子体験講座で手話を学んだ記憶があります。親子ともによい体験になったと思います。小さなころに覚えたことは大人になっても記憶されていることが多いと言われます。小学校、中学校くらいの年齢で手話に触れ、大人になって手話通訳者につながる可能性もあります。また学校で聞こえないことについて学んでもらうことも手話の普及につながるように思います。手話を学ぶ機会の確保について具体的に考えをお聞かせください。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。</p>
13	第10条	<p>災害が起きたときの避難所内だけでなく、日常生活の中で警察・消防・救急など緊急事態の場合、速やかに必要な機関へ連絡がとれ、情報のやりとりをし、迅速な対応がとれるシステムの構築と周知をしてほしい。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。</p>
14	—	<p>「広報さかど」で言語条例をアピール</p>	<p>条例制定後に、市議会だより等で周知してまいります。</p>
15	—	<p>月に1回又は隔月で健聴者、障害者等が楽しく語り合えるサロンでアピール</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。</p>
16	—	<p>タクシーを呼ぶにはFAXですが、私は何時頃自宅前に来て下さい、OKでしたら、この用紙こちらに送信いたしますと記入していますが、連絡もタクシーも来ないで大変困っています。どうしてなのか？</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。</p>

17	—	<p>まず「前文」を読み、納得しました。その他の部分も、現状に合っていると思いました。</p> <p>知人に盲者がいますが、このことを話したら、「障害はちがうが、このような条例ができることは、障害者だけでなく、坂戸市民の福祉が進むことにつながる！」と言っていました。私も同感です。ぜひ、成立させて下さい。</p>	<p>条例制定に努めてまいります。</p>
18	—	<p>私は、群馬県立ろう学校に通っていました。昔は手話が禁止されていたので、学校の勉強の時は、先生の話がわかりませんでした。口話の訓練が大変で苦労しました。友達と隠れて手話で会話していました。今、手話ができるようになり幸せです。</p>	<p>ご意見のような状況を踏まえ、条例制定することといたしました。</p>
19	—	<p>聴覚障害以外の障害を併せ持つ「ろう重複者」や視覚障害を併せ持つ「盲ろう者」も手話言語を必要としています。坂戸市手話言語条例における「ろう者」には「ろう重複者」や「盲ろう者」も含まれることをご理解いただきたいと思います。</p>	<p>条例案にある「ろう者」には、「ろう重複者」、「盲ろう者」の方も対象となっております。</p>
20	—	<p>行政・医療機関・保健所等の関係機関は、新生児聴覚スクリーニング検査および、その後の診断により聴覚障害があることが明らかになった乳幼児の保護者に対して、聴力の程度や補聴器・人口内耳の有無に関わらず、日本語だけでなく手話言語の習得も必要であることを丁寧に説明していく必要があります。この点について、手話言語条例案ではどの条文が対応しているのでしょうか。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。なお、ご意見に対応する条文につきましては、第7条第1項第1号となります。</p>

21	—	<p>手話を普及させるのに、皆がよく行く、スーパーやコンビニ（事業所も含みます）に指文字一覧表を人目をひく場所に貼ってもらいます。市民が関心を持つと思います。</p> <p>又手話に興味を持つ人のために学習会の場を増やして欲しいと思います。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。</p>
22	—	<p>昔、坂戸ろう学校で学生の頃、手話がない時代をいう事があり、授業においても口頭の説明、または黒板に字を書くだけの授業で説明もなく、先生が言っている事や授業の内容も全くわからずに学生生活を送った。とても苦しく辛い学校生活だった。</p>	<p>ご意見のような状況を踏まえ、条例制定することといたしました。</p>
23	—	<p>病院などにおいて手話ができる人がいないため、聴覚障害についても知らない人が多く、理解してもらえない。手話ができる人がいればもっと安心して病院に行く事ができる。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。</p>
24	—	<p>坂戸市で手話言語条例の制定後、活用されよう者にとって坂戸市が優しい街だとわかれば、胸張って坂戸市はやはり誰にでも迎え入れてくれる地であると言えるようになると思う。坂戸市はろう学園があり、県内からたくさんのろう関係者が訪れるため尚更、ろう者にとって優しい街になって欲しいと思います。よって、坂戸市手話言語条例の制定を求めます。</p>	<p>条例制定に努めてまいります。</p>
25	—	<p>手話言語条例が採択され、ろうの方たちが多くの人とコミュニケーションできたり、災害時必要な情報が得られたりできるようになってほしいと思います。</p> <p>様々な障害をもった人たちが安全に楽しく暮らせる坂戸市でありますように。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。</p>

26	<p>2020年の東京オリンピック開催までいよいよ1年を切り、公民一体となって様々な準備が整いつつあるこの頃です。今回の世界的なイベントに、既に世界中から多くの関心と期待が寄せられていますが、これを機会に私達の社会はさらに発展し、様々な分野で日本の先進性がアピールされることになると思います。</p> <p>テクノロジーや文化についてだけでなく、私達のモラル、フィロソフィーについても海外から賞賛をいただくことがあります。「MOTTAINAI（もったいない）」は記憶に新しく、日本を訪れる外国人旅行客の多くは私達の「おもてなし」に感激するようです。</p> <p>今回、坂戸市が、手話言語条例を制定することに期待と誇りを感じます。「平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約」を発端とする流れであることを考えれば、多少「遅すぎた感」があるとしても、14年前のスローガンが、地方自治の最小単位である「草の根」に条例として達するまでには、十分な準備期間が必要であったということは理解できます。しかしもうこれ以上、遅らせるわけにはいかないと思います。図らずもこのタイミングに、このような条例が制定されようとしていることを、教育者の末端を汚す身ですが、坂戸市民として嬉しく思います。私達は条例制定後こそ、世界の注目の中で「侠客」の精神を試されていくことになるでしょう。しかしその挑戦を受けて立とうとする市政方針に賛辞を送りたいと思いますし、私自身も出来る限り市民として協力していきたいと願っています。</p> <p>本条例（案）の為にご準備、ご努力いただいた関係者の方々、市長始め市議会議員の方々に感謝いたします。</p>	条例制定に努めてまいります。
----	--	----------------

27	—	<p>坂戸市には、県立特別支援学校坂戸ろう学園があり、地方から坂戸ろう学園に通うため家族が移住して来たり、毎日子供たちが通学するなど、ろう児たちが坂戸に集まります。通学途中の安全や安心して坂戸市で勉強をし、充実した学生生活を送れるよう県と坂戸市が連携してろう児とその家族のための街づくりに取り組んでほしい。</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、関係課にも共有してまいります。</p>
----	---	---	--